## 新郷小学校利活用基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、あわら市(以下「本市」という。)が新郷小学校利活用基本計画を策定するに当たり、これまで地域住民との協議を通じて定まった施設の将来ビジョンをソフト・ハード両面で具体化し、実現可能な事業としてのプランニングを行うための最適な業務内容及び受託者を選定することに関し必要な事項を定めるものである。

#### 2 業務名称

新郷小学校利活用基本計画策定業務(以下「本業務」という。)

#### 3 業務内容

新郷小学校利活用基本計画策定業務公募仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

# 4 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

## 5 選定方法

本業務の委託に係る適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適性及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定するものである。

# 6 主催者及び担当課

主催者:あわら市

担当課:あわら市創造戦略部政策広報課企画・広報グループ

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電 話:0776-73-8005 (直通)

メール: seisaku@city.awara.lg.jp

## 7 プロポーザル参加資格要件

以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) あわら市入札参加資格のうち「物品等」の部門に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、同法に基づく更生計画認可の決定を受けているものであること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による

再生手続開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、同法に基づく再生計画認可の決定を受けているものであること。

- (5) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく 指名停止措置を受けていない者で、かつ、指名停止の措置要件に該当しない者である こと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

# 8 プロポーザルの日程

 (1) 公募開始
 令和5年7月5日(水)

 (2) 現地見学会
 令和5年7月14日(金) ※予定

 (3) 質問書提出期限
 令和5年7月18日(火)

 (4) 質問に対する回答
 令和5年7月20日(木)

 (5) 参加意思表明書等提出期限
 令和5年7月24日(月)

 (6) 企画提案書等提出期限
 令和5年8月4日(金)

(7) 提案内容審査(プレゼンテーション等) 令和5年8月9日(水) ※予定

# 9 現地見学会

- (1) 対象施設の状況及び本市が求める施設利活用の将来像を提案者に適切に認識してもらうことを目的に、希望者を対象とした現地見学会を8(2)に定める期日に実施する。
- (2) 参加申込受付期間:令和5年7月5日(水)から10日(火)正午まで
- (3) 参加申込方法

ア 担当課宛て電子メールにより申し込むこと。

イ 電子メールの件名を「新郷小学校現地見学会参加希望(団体名)」とし、本文に会 社名、当日連絡可能な電話番号、見学時の代表者、参加予定者数を記入すること。 ウ 後日、担当課から見学会の実施時間を電子メールにて通知する。

エ 電話、FAX及び来庁による口頭での申込みは、受け付けない。

- (4) 現地見学会当日の質問は、原則として受け付けない。
- (5) 現地見学会当日は、現地集合、現地解散とする。

# 10 質問書の提出

- (1) 本プロポーザルに関し疑義がある場合は、8(3)に定める提出期限までに質問書(様式第4号)を担当課宛て電子メールで提出すること。
- (2) 電話、FAX及び来庁による口頭での質問は、受け付けない。

(3) 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれのあるものを除き、あわら市ホームページにて、8(4)に定める期日までに公表する。

#### 11 参加表明に関する書類の提出

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は、次のとおりとし、様式第1号から第3号までを順に 並べ、左上隅をホチキス留めし、1部提出すること。

- ア プロポーザル参加意思表明書(様式第1号)
- イ 会社概要説明書(様式第2号)
- ウ 履行実績書(様式第3号)
- (2) 提出方法
  - ア 担当課への持参を原則とする。
  - イ 受付は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
  - ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」 と朱書し、8(5)に定める提出期限までに必着となる方法で送付すること。
    - なお、主催者は、郵送事故等に伴う損害に関して一切の責任を負わない。
- (3) その他
  - ア 受付期間内に参加表明書類等の提出がない場合、本プロポーザルに参加できない。 イ 提出された参加表明書類等は、返却しない。
  - ウ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面により連絡すること。
  - エ 参加表明後に辞退する場合は、令和5年7月28日(金)午後5時までに、書面による辞退届(様式任意、捺印有り)を担当課に提出すること。

# 12 参加資格の取消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

- (1) 参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) あわら市契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けるなど、参加者及び協力会社が社会的不祥事に関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合
- (3) 参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められる場合

## 13 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

仕様書に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 企画提案書提出届 (様式第5号)
- イ 企画提案書(様式任意)

提案内容は、本プロポーザルの実施趣旨や仕様書に沿うものであること。

- ウ 見積書(様式任意)
- エ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式第6号)
- エ 会社概要 (様式任意だが、1種類のみとする。パンフレット等でも可)
- (2) 提出方法
  - ア 担当課への持参を原則とする。
  - イ 受付は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
  - ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と 朱書し、8(6)に定める提出期限までに必着となる方法で送付すること。

なお、主催者は、郵送事故等の責任は一切負わない。

(3) 企画提案書作成上の留意点

#### ア 企画提案書

- ① A4版、横書、左綴じ、片面印刷(様式自由)とし、表紙を含めて総枚数10 枚以下とする。
- ② 提出部数は、正本1部、副本5部とする。
- ③ 表紙を付け「新郷小学校利活用基本計画策定業務企画提案書」と記載すること。
- ④ 提出期限後の企画提案書等の差替えは認めない(本市が補正等を求める場合を除く。)。
- ⑤ 本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案だけである。

#### イ 見積書

- ① 見積書記載金額は、業務全体の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、更にそれらの合計金額を明記すること。
- ② 見積書は、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ③ 見積書の提案上限金額は、3,190,000円(税込み)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ④ 提出部数は1部とする。
- ⑤ 宛先を「あわら市長 森 之嗣」、業務名を「新郷小学校利活用基本計画策定業務」とし、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

## 14 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出した者は、プレゼンテーションを行わなければならない。ただし、参加者が6社以上となった場合は、選定委員会において書類審査を行い、上位5社がプレゼンテーションを行うこととする。
- (2) 実施日は、8(7)に定める期日を予定しているが、詳細は企画提案書等を提出した者に対して電子メールにて連絡する(文書での通知は行わない。)。
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、企画提案内容説明を15分程度とし、その後10分程度のヒアリングを行うこととする。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行

うこと。

- (6) 特段の理由なく追加の資料配布は認めない。
- (7) プレゼンテーションの出席者数は、3名以内とし、本業務の責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (8) プレゼンテーションで使用する電子黒板は市で用意するが、パソコンその他の機器等は、持込み可能な範囲のものとし、参加者が用意すること。また、機器調整は事前に行うこと。

# 15 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選考委員会を設置する。
- (2) 選考委員会において、次の審査基準に基づいて評価及び採点を行い、優先交渉権者を1者選定する。

審査項目		審查基準	配点
評価点	企画提案内容	本業務の目的を理解し、仕様書「6 施設利活	1 0
		用の基本的な考え方」の内容を反映した適切か	
		つ具体的な企画内容となっているか。	
		地域住民、関係団体、関係機関のニーズ把握や	1 5
		意見調整について、具体的な手法が提示されて	
		いるか。	
		提案者の知見・ノウハウを活かした独創性のあ	5
		る提案がなされ、それが有益なものとなってい	
		るか。	
	業務遂行能力	他の地方公共団体等において本業務と同種・同	1 0
		等の業務の履行実績があるなど、業務遂行能力	
		が十分であると認められるか。	
	業務実施体制	業務の目的を達成するために十分な実施体制	2 5
		があり、必要な専門知識を有する者の確保が期	
		待できるか。	
		地域との協働により本業務を遂行する体制が	2 0
		期待できるか。	
	その他	提案内容の説明が分かりやすく、質問に適切に	5
		応えるなど、本業務に取り組む姿勢に熱意が感	
		じられるか。	
価格点		(1-提案見積額/提案上限額)×100	1 0
		※10点を上限とする。	
合計			1 0 0

(3) 評価点及び価格点の総合計点の最高得点者を優先交渉権者とする。ただし、総合計点が100点満点中50点に満たない場合は、優先交渉権者とならない。

なお、最高得点者が2者以上ある場合は、出席した委員の過半数で決定する。

- (4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各提案者に確認を行う。
- (5) 選考結果は、8(8)に定める期日に全ての企画書提案者に通知する。
- (6) 選考結果への問合せについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「当該提案者の得点」及び「順位」のみ応じる。
- (7) 審査内容及び選考結果に対する異議申立ては認められない。

# 16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

なお、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。この場合、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 17 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (2) 契約条件、仕様等は、契約段階において本市と優先交渉権者とが協議の上、修正を行うことがある。
- (3) 優先交渉権者との協議が整った場合は、当該事業者を受託者として決定し、契約を締結するものとする。
- (4) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受託者として決定し、契約を締結するものとする。
- (5) その他、あわら市契約事務規則(平成16年あわら市規則第46号)を遵守すること。

### 18 その他

- (1) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務にお

ける審査以外では使用しない。

- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出書類は、あわら市情報公開条例(平成16年あわら市条例第11号)に基づき、公開することがある。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、主催者が定める。